

第7号様式記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
第七号様式 (その一)	1 用途等	この明細書は、控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。 なお、内国法人が法第53条第37項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「政令第9条の7第4項ただし書の適用の有無」	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、同項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の1を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
	4 「所得税等の額①」	法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の5の欄の金額を記載します。	
	5 「控除対象所得税額等相当額②」	法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の31の欄の金額を記載します。	
	6 「法人税の控除額③」	法人税の明細書(別表17(3の6))の3の欄の金額を記載します。	
	7 「地方法人税の控除額④」	法人税の明細書(別表17(3の6))の4の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の7の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載します。	
	8 「各道府県ごとに控除する金額の明細」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の従業者数を同項ただし書の規定により計算する法人にあつては第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 都道府県ごとの⑨の欄の計算は⑥の欄の金額を各都道府県ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 (3) ⑩の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑧の欄の金額)を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑨の欄の金額)を加算した金額を記載します。	
第	1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合	

七号様式（その二）		に記載し、東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号様式（その1）に代えて使用して差し支えありません。 (2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。 (3) 内国法人が法第53条第37項及び第321条の8第37項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。	
2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。		
3「政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の従業者数を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、これらの従業者数を政令第9条の7第4項本文及び第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	市町村民税の従業者数を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。	
4「所得税等の額①」	法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の5の欄の金額を記載します。		
5「控除対象所得税額等相当額②」	法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の31の欄の金額を記載します。		
6「法人税の控除額③」	法人税の明細書（別表17（3の6））の3の欄の金額を記載します。		
7「地方法人税の控除額④」	法人税の明細書（別表17（3の6））の4の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の7の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載します。		
8「各都道府県・各市町村ごとに控除する金額の明細」	2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあつては算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を同項ただし書の規定により計算する法人は第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) ⑩及び⑬の各欄の計算は、⑥の欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき金額は、⑥の(イ)及び(ロ)の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき金額の合算額（⑯及び⑰の各欄の金額の合計額）を控除した額となります。 (3) ⑪の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算した金額を記載します。 (4) ⑫の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算した金額を記載します。	東京都の特別区に事務所等を有する法人の特別区の⑪の欄、⑬の欄及び特別区以外の⑪の欄には次の金額を記載します。 (1) 東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人に限りません。） (イ) 特別区分の⑪の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑳の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の⑩の欄の金額を加算した金額 (ロ) 特別区分の⑬の欄 東京都が課する都民税	

3) の⑨の欄の金額)を加算した金額を記載します。

- (4) ⑭の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額(第20号様式の⑤の税額の欄又は⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第20号様式の⑦の欄の金額)を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第20号様式の⑧の欄の金額)を加算した金額を記載します。

の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑳の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の㉑の欄の金額を加算した金額

- (2) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人

- (イ) 特別区分の㉑の欄

特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑮の欄の金額(同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑲の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額)に40分の5.7の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の㉒の欄の金額を加算した金額

第7号の3様式の㉓の欄の金額×同様式の⑮の欄の金額÷(同様式の⑮の欄の金額+同様式の⑲の欄の金額)

- (ロ) 特別区分の㉒の欄

東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑮の欄の金額(同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑲の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額)に40分の34.3の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の㉑の欄の金額を加算した金額

第7号の3様式の㉓の欄の金額×同様式の

			⑮の欄の金額／（同様式の⑮の欄の金額＋同様式の⑰の欄の金額） (ハ) 特別区以外分の⑩の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区以外分の⑩の欄のうち東京都分の金額を加算した金額 第7号の3様式の⑳の欄の金額－（（イ）において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額＋（ロ）において市町村民税の法人税割相当額から控除する金額） (3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。
--	--	--	---